

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年9月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2200092 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 2200007 号

第1 結論

昭和 55 年 5 月から昭和 63 年 9 月までの請求期間及び平成元年 3 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 32 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 55 年 5 月から昭和 63 年 9 月まで

② 平成元年 3 月から平成 7 年 3 月まで

請求期間①及び②について、国民年金保険料の納付記録がない。当時は家族で自営業をしており、国民年金の加入手続や保険料納付は父に任せていた。父が、家族全員の保険料を自治会の集金人に支払っていたと記憶しているので、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②については、基礎年金番号が導入される平成 9 年より前の期間であることから、国民年金の加入手続を行った場合は国民年金手帳記号番号の払出事務が行われるところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、当該期間に A 町（現在は、B 町）において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが請求者の氏名はない上、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

また、請求者から提出された「平成 3 年分給与所得の源泉徴収票（支払者：C 社）」には、平成 3 年分の社会保険料等の金額が記載されているものの、i) 請求者は、当時は国民健康保険に加入していたと陳述していることから、上記の金額には国民健康保険料が含まれている可能性があるが、B 町は、当時の国民健康保険の加入記録は保管していない旨回答しており、当時の国民健康保険料を確認することができないこと、ii) C 社の現在の代表取締役である請求者は、上記の源泉徴収票を作成する基になった資料は保管していないと陳述しており、上記の金額の内訳を確認することができないこと、iii) 上記の金額は、平成 3 年の国民年金保険料（12か月分）と一致しないことから、上記の社会保険料等の金額を、請求者の国民年金保険料であったと判断することはできない。

さらに、請求者から、平成 6 年 4 月分から同年 12 月分までの期間が明記された自治会の集

金予定額を記載したものとする書類（以下「集金予定票」という。）が提出され、各月の集金予定票には国民年金保険料1か月分の記載があるものの、上記の集金予定票は、集金予定額を通知するものであり集金額の受領書ではないことから、これにより請求者の国民年金保険料が納付されたことを推認することはできない。

加えて、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手續及び保険料納付について確認することができない。

なお、請求期間①及び②における同居親族の国民年金の納付状況については、妻は、一部期間について国民年金保険料が納付されているものの免除期間及び未納期間が散見され、請求者の両親も長期の免除期間が確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。